

## 大手前通りイルミネーション事業実証実験要領

## 1. 目的

大手前通りイルミネーションの実施にあたっては、監修者による実行プログラムや出来栄の確認、調整及び安全面の確保を図るため、事前に実証実験を行う。

## 2. 検証事項

実証実験において、主に以下の項目について確認、検証を行う。

- (1) 本市が定めたデザインコンセプト、イメージパースに基づく提案内容の出来栄確認
- (2) 車両等の運転手への視界影響

## 3. 実施概要

- (1) 実施場所：大手前通り

※詳細箇所は、別紙5「令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託【実証実験実施範囲】」に記載

- (2) 実証実験

## ア 実施時期

令和7年7月中旬から8月下旬頃の期間で、発注者が指定する日時

## イ 実施場所

別紙5に記載のとおり

## ウ 実施回数：原則1回（予定）

※実証実験は、警察立会のもとで実施する予定であり、警察との協議、指導により、再度の実験が必要な場合がある。

## エ 実施内容

発注者が指定する樹木（4本）を実験的に点灯する。なお、樹木には万博期間の大手前イルミネーションで使用しているLEDが取り付けられている予定である。

## 4. 結果報告

実証実験の結果については、発注者の意見や改善提案を整理、検討のうえその後作成する詳細設計、本番の作業に役立てること。

## 5. 実施における留意事項

- (1) 作業においては、実証実験実施計画書を作成し、記載内容を検証しつつ作業すること。
- (2) 実証実験実施前に警察、各種関係機関等への申請手続き資料を作成すること。

- (3) 詳細な実施時期は、発注者及び関係機関と調整、協議のうえ決定する。
- (4) 実証実験に必要な作業者は、受託者が手配すること。
- (5) 実施実験に必要な機材は、基本本市保有分を利用することができるが、本実証実験のみで使用する機材は、受託者が手配すること。
- (6) 上記実証実験以外でも、点灯開始までの期間で適宜試験点灯を行う。受託者は、発注者の指示に従い点灯、消灯などの演出も含め協力すること。